

美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別、偏見等防止条例(案)

に関する意見募集の結果について

(令和2年11月)

(概況)

募集期間	令和2年10月23日～11月6日
意見提出者数	2人
意見項目数	2件

(提出意見の該当と町の考え方)

番号	項目	意見概要	町の考え方
1	第7条(人権侵害行為への対策)	条例案第7条3項の公表に関し、個人情報保護への配慮を盛り込んだ方がよいと思う。 (例)「第1項に基づく措置を講じた場合は、事案の内容を考慮し、個人が特定されないように配慮したうえで、その人権侵害行為の概要及び講じた措置を公表できるものとする。」	この規定は、人権侵害行為に対する抑止・けん制をねらいとしたものであり、人権侵害行為の更なる拡散・拡大とならないためにも、感染者等の方の個人情報・プライバシーは当然に十分に配慮のうえで(「人権侵害行為の事案の内容を考慮」の中に含みます)、運用することとしています。この運用に関する個人情報に係る法令等の関係では、美郷町個人情報保護条例等が適用され、感染者等の個人情報は保護されます。
2	附則(時限条例)	時限立法となっているが今後も想定される事案である。時限法でなく恒久法とし、町で取り組んでいる人権教育に取り入れ、継続して啓蒙活動に利用してほしい。	○時限条例としていますが、新型コロナウイルス感染症に関する今後の感染拡大、人権侵害行為等の状況等を踏まえて、延長する場合もありうると考えています。 ※昨今の新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害行為の頻発等への問題意識を踏まえたものであり、特定の人権テーマであること、感染拡大の収束や効果的な対策等が見込まれる時期までを想定したもの。 ○新型コロナウイルス感染症に係る人権問題の啓発については、これまで町長メッセージ(9回)、連合自治会ごとの研修・啓発、各種の広報等(町人権同和教育推進協議会による研修も)を実施してきており、この条例の制定を機に、更に注力して取り組んでいく考えです。また、人権問題全体については、美郷町人権施策推進基本方針(第1次改定 平成31年3月)を踏まえて取り組んでいます。ご意見のように、啓発活動とを基本として、様々な人権テーマに対する取り組みも進めていきたいと考えています。